いわて県民計画

ゆたかさ・つながり・ひと ~いっしょに育む「希望郷いわて」~

第2期アクションプラン [改革編]

平成 23 年度 (2011 年度) ~平成 26 年度 (2014 年度)

岩 手 県

一目次一

l 行財政改革の現状と課題	
1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 これまでの取組と成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 4
II 基本方針	
基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 7
長期ビジョンに基づく4つの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
↓ 推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
Ⅲ 具体的な推進項目	
	10
【基本方針1】 いわての未来づくりを支える専門集団へ・・・・・・・	• • • • 10
【基本方針1】 いわての未来づくりを支える専門集団へ・・・・・・・ (1) 大震災津波からの復興を支える体制の整備・・・・・・・・・・ (2) 県民の安心と信頼に応える行政サービスの提供・・・・・・・・	10
【基本方針 1 】 いわての未来づくりを支える専門集団へ・・・・・・・ (1) 大震災津波からの復興を支える体制の整備・・・・・・・・・・ (2) 県民の安心と信頼に応える行政サービスの提供・・・・・・・・	10
【基本方針 1 】 いわての未来づくりを支える専門集団へ・・・・・・・ (1) 大震災津波からの復興を支える体制の整備・・・・・・・・・・ (2) 県民の安心と信頼に応える行政サービスの提供・・・・・・・ 【基本方針 2 】 いわてを支える持続可能な行財政構造の構築・・・・・・	10
【基本方針 1 】 いわての未来づくりを支える専門集団へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · 10 · · · · · · 17 · · · · · · 17 · · · · · · 20
【基本方針 1】 いわての未来づくりを支える専門集団へ・・・・・・・ (1) 大震災津波からの復興を支える体制の整備・・・・・・・・ (2) 県民の安心と信頼に応える行政サービスの提供・・・・・・・ 【基本方針 2】 いわてを支える持続可能な行財政構造の構築・・・・・ (1) 持続可能な財政構造の構築・・・・・・・・・・・・・・・・ (2) 実行力と効率性を兼ね備えた体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 17 17 20 28
【基本方針 1】 いわての未来づくりを支える専門集団へ・・・・・・・ (1) 大震災津波からの復興を支える体制の整備・・・・・・・・・ (2) 県民の安心と信頼に応える行政サービスの提供・・・・・・・ 【基本方針 2】 いわてを支える持続可能な行財政構造の構築・・・・・ (1) 持続可能な財政構造の構築・・・・・・・・・・・・・・・ (2) 実行力と効率性を兼ね備えた体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 17 17 20 28 28
【基本方針 1】 いわての未来づくりを支える専門集団へ・・・・・・・ (1) 大震災津波からの復興を支える体制の整備・・・・・・・・ (2) 県民の安心と信頼に応える行政サービスの提供・・・・・・ 【基本方針 2】 いわてを支える持続可能な行財政構造の構築・・・・・ (1) 持続可能な財政構造の構築・・・・・・・・・・・・・・・ (2) 実行力と効率性を兼ね備えた体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 17 17 20 28 33
【基本方針 1】 いわての未来づくりを支える専門集団へ・・・・・・・ (1) 大震災津波からの復興を支える体制の整備・・・・・・・・ (2) 県民の安心と信頼に応える行政サービスの提供・・・・・・・ 【基本方針 2】 いわてを支える持続可能な行財政構造の構築・・・・・ (1) 持続可能な財政構造の構築・・・・・・・・・・・・・・・ (2) 実行力と効率性を兼ね備えた体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

本県の行財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・36

│ 行財政改革の現状と課題

1 はじめに

本県は、これまで、いわて県民計画長期ビジョンに掲げた「希望郷いわて」の実現を目指して、重点的・優先的に取り組む政策などを示した第1期アクションプラン(政策編・地域編・改革編)を策定し、同プランに基づいた取組を進めてきました。このうち、第1期アクションプラン改革編においては、長期ビジョンに掲げる県政運営の基本姿勢を具体化する取組を示し、行財政運営の徹底した見直しなどの行財政改革に取り組んできたところです。

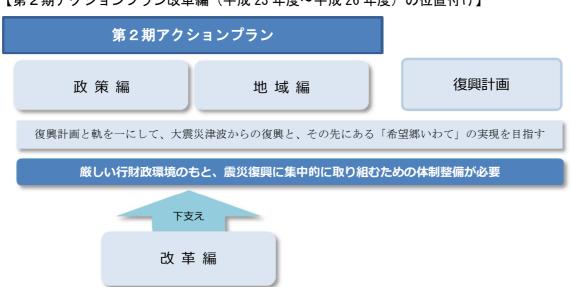
このような中、平成23年3月11日に東日本大震災津波が発生しました。この大災害がもたらした甚大な被害からの復興に向けて、同年8月に「岩手県東日本大震災津波復興計画」(以下「復興計画」という。)を策定し、現在、復興事業に最優先で取り組んでいます。

第2期アクションプランは、第1期アクションプランの取組の成果を検証し、そこで明らかになった課題や社会・経済情勢の変化などに的確に対応するために策定したものです。あわせて、同プランを復興計画と軌を一にしながら推進することにより、歴史や文化、伝統などに育まれた地域社会に根ざした復興、多様な主体の参画による開かれた復興を成し遂げていくものです。

本県の復興に要する費用は、国・県・市町村合わせて約8兆円と試算されています。大震災 津波からの復興と、その先にある、「希望郷いわて」の実現に向けて、第2期アクションプラン 政策編・地域編に掲げた具体の取組を着実に推進するためには、膨大な規模の財源とマンパワ 一が必要となりますが、昨今の厳しい行財政状況のもとでは、予算や職員を潤沢に投入するこ とは極めて困難な状況にあります。

このため、第2期アクションプラン改革編は、震災復興に集中的に取り組むとともに、政策編・地域編に基づく取組の着実な推進を下支えするため、復興を支える人材育成、限られた財源や人的資源の効果的活用、新しい公共の推進、市町村との連携強化など、震災からの復興を支える「財政運営と人・組織・仕組みづくり」に重点を置いた取組を進めていきます。

【第2期アクションプラン改革編(平成23年度~平成26年度)の位置付け】



2 これまでの取組と成果

「岩手県集中改革プログラム」(平成 19 年度~平成 22 年度) と、平成 21 年度にいわて県民計画長期ビジョンで示した視点を踏まえて見直しを行った「第 1 期アクションプラン改革編」(平成 21 年度~平成 22 年度)に基づき、職員体制のスリム化、歳入確保の強化や徹底した歳出の見直し、組織体制の整備と権限の見直しなどの取組をおおむね計画どおりに進めてきました。

【基本的視点と主な取組実績】

【改革1】組織パフォーマンスの向上

- ~本庁組織体制の整備・権限の見直しと能力開発による組織パフォーマンスの向上~
 - 本庁組織体制の見直し
 - 総合政策部、地域振興部及び総務部を再編整備(秘書広報室及び政策地域部を設置)
 - 広域振興局体制に対応した権限の見直し 本庁から移管した事務 37事務、本庁へ集約した事務 23事務
 - 研修体系の見直し 地域課題解決に向けた政策形成能力等の向上、マネジメント力強化、広域振興局研修の創設 など
 - 情報公開の推進 物品購入等状況一覧を県ホームページで公表
 - 県営建設工事の入札制度改革 条件付一般競争入札の全面拡大等、電子入札の拡充(原則として全入札を対象)、総合評価 落札方式の改善等
 - 電子申請の利用率向上に向けた対象手続の拡大、利用端末に携帯電話を追加、コンビニエンスストアにおける情報発信

など

【改革2】行財政構造の徹底した簡素・効率化

~歳入確保の強化や総人件費の抑制など行財政の簡素・効率化を推進~

【事務事業評価に基づく廃止・休止及び縮減】

○ 廃止数計 363 事業、廃止・縮減額計:約 127 億円 (H19~H22)

【歳入確保の強化の主な取組】

- 使用料、手数料の見直し: 増収額約 224 百万円 (H19~H22)
- 広告収入の確保:収入額約25百万円(H19~H22)など
- 県有未利用資産等の活用:約19.7億円(H19~H22)など

【徹底した歳出の見直しの主な取組】

○ 人件費の抑制

職員数(公営企業 *1 を除く)1,419人純減(うち知事部局513人純減)(H19~H22) H23.4.1職員数19,831人、うち知事部局3,949人

人件費の減:約380億円 (H20~H22)

- うち職員給与の見直し:特例的な給与減額の実施 約59億円 (H20~H22) など
- 補助金・負担金の見直し:約51億円 (H19~H22)

【財政健全化法に基づく健全化判断指標公表(H20年度決算から実施)】

- H22 年度決算 実質赤字比率: (3.75)、連結実質赤字比率: (8.75)、実質公債費比率: 15.6 (25.0)、将来負担比率: 286.1 (400.0) () 内は早期健全化基準
 - ※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、実質赤字額がないことから「一」と記載、 指標は全て早期健全化基準の範囲内

【外郭団体等の改革】

- 県出資等法人の整理合理化(解散 5 法人、県出資解消 1 法人) (H19~H22)
- 地方独立行政法人^{※2} (岩手県立大学、岩手県工業技術センター) の業務運営の効率化、評価 委員会による業績評価

など

【改革3】民間力・地域力が最大限に発揮される仕組みづくり

- ~民間企業との協働拡大や官民比較など新たな手法による公共サービス改革に着手~
 - 公共サービス・マッチングシステム^{※3} (民間企業の地域貢献活動と県事業等との連携の窓口) による官民協働の推進:コンビニエンスストア等との協定締結4件
 - 岩手型市場化テスト^{※4}・官民比較型市場化テストの実施(法人二税関連業務について外部委託化)
 - 新たな官民ネットワークの構築:県民みんなで支える岩手の地域医療推進会議、いわて観光 立県推進会議、温暖化防止いわて県民会議の設立

など

【改革4】県と市町村の役割分担の再構築

- ~広域振興局体制の整備を進めるとともに、権限移譲など市町村の基盤強化を推進~
 - 宮古市と川井村の合併実現、一関市と藤沢町の合併に向けた支援
 - 市町村と県の二重行政の解消や連携・協働を推進するための政策調整会議の設置
 - 市町村別権限移譲推進プログラムに基づき権限移譲を推進、移譲市町村への人的支援 54 名
 - 合併市町村の課題解決に向けた、合併市町村地域力向上支援交付金による支援
 - 市町村の行財政基盤強化や、各地域の産業振興状況を踏まえた広域振興局体制への移行

など

^{※1} 公営企業 水道事業、交通事業、病院事業、下水道事業など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する もので、企業の能率的経営を確保し、経済性を発揮するよう、地方公共団体内部において特別の経営組織を設け、経営する もの。(本県においては、病院、発電、工業用水道が該当)

^{※2} 地方独立行政法人 公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、民間の主体にゆだねた場合 には必ずしも実施されないおそれがあるものについて、効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人。

^{※3} 公共サービス・マッチングシステム 企業が地域貢献活動について、県と連動して取組を実施しようとする場合、県の総合窓口を通じて、相談・提案をいただき調整を行う仕組み。

^{※4} 市場化テスト これまで専ら「国や地方自治体等」が担ってきた公共サービスについて、「国や地方自治体等」と「民間」 が対等の立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていく制度。

3 現状と課題

(1) 本県の行財政に影響を及ぼす環境の変化

ア 東日本大震災津波の発生

東日本大震災津波による本県の人的被害は 6,274 人、家屋被害(住家のみ)は 24,735 棟 (以上平成 23 年 11 月 16 日現在)、公共土木施設被害は 2,990 億円余り(平成 23 年 7 月 31 日現在)となっています。

また、本県の復興に要する費用は、国・県・市町村合わせて約8兆円と試算されているほか、他県等から本県への応援職員は延べ14,828人/日(平成23年10月31日現在。市町村への派遣を除く。)となっています。

この未曾有の大災害からの復興に向けては、国による力強い支援が不可欠ですが、県としても復興を最優先としつつ、将来にわたって安定的な行政サービスを提供できるよう、限られた財源の重点的かつ効果的な活用に努め、財政の健全化にも配慮した財政運営を行っていくことが求められています。

また、今後、復興に向けた執行体制の一層の拡充が必要となることから、復興事業を担うマンパワーの確保が課題となっています。

イ 国・地方の財政環境の悪化

国・地方の財政は、90 年代以降の景気の低迷による税収の減少や累次の経済対策の実施などを背景に著しく悪化したため、現在、国と地方合わせて 860 兆円を超える長期公債残高^{*5}を抱える状況となっています。

こうした中、発生した大震災津波は、自然災害と原子力事故が重なった未曾有の複合型 災害として、本県を含む直接の被災地はもとより、我が国全体に、甚大な被害と影響をも たらしました。

国は、震災からの復旧・復興が最優先の課題であるとの認識に立ち、財政の枠組みに捉われず全力を傾注する一方で、「財政運営戦略」(平成22年6月22日閣議決定)に定められた財政健全化の目標の達成に向けた取組を着実に進めることとしています。

本県では、「行財政構造改革プログラム」(平成 15 年度~平成 18 年度)、それに続く「集中改革プログラム」(平成 19 年度~平成 22 年度)、「いわて県民計画第 1 期アクションプラン改革編」(平成 21 年度~平成 22 年度)に基づき、歳入確保や歳出全般にわたる見直しを継続して行ってきました。しかしながら、地方交付税を含めた地方一般財源総額は、なお三位一体改革*6前の水準に回復しておらず、本県の財政は依然として厳しい状況が続いており、歳入確保の取組の強化と限られた財源の重点的かつ効果的な活用が求められています。

ウ 県民ニーズの多様化

一般的に県民のニーズは、高度経済成長期までの画一的・集団主義的な傾向から、価値 観の多様化が進行する傾向へと変化しており、これに伴い、公共サービスへのニーズも一 層多様化してきています。 また、家族形態やライフスタイルの多様化に伴い、従来は家庭等において行われていた 保育や介護などが、行政サービスとして求められるようになり、新たな公共サービスのニーズへの対応が必要となっています。

(参考)

◎ 県民意識調査

県が平成23年(東日本大震災津波発生前)に行った「県の施策に関する県民意識調査」の結果、県民のニーズ度(重要度から満足度を引いた数値)が高い項目は、次のとおり。(上位10項目を記載) 雇用や保健・医療・福祉、産業振興等に関する項目が、上位を占めています。

ニーズ度が高い項目

	1,2,70		_			
順位	(参考) 22年 順位	7 つの 政策	番号	項目		
1	1	1	7	安定した就職環境		
2	2	3	16	高齢者や障がい者に安心な地域づくり		
3	5	1	5	5 商店街のにぎわい		
4	3	3	15	安心な子育て環境整備		
5	7	2	8	農林水産業の担い手確保		
6	4	3	13 適切な医療体制			
7	6	1	1 県内経済の活性化			
8	8	1	2 次世代を担う産業人材育成			
9	10	2	12	環境に配慮した農林水産業の経営		
10	9	5	28	人間性豊かな子どもの育成		

[※]項目は設問文を要約して記載している。

(県の施策に関する県民意識調査)

平成 21 年度に策定した「いわて県民計画」の7つの政策に関連する項目について、県民がどの程度の重要性を感じ、現在の状況にどの程度満足しているか等を定期的に把握

エ 人口減少・少子高齢化

本県の人口は、全国の減少率を上回るスピードで減少しており、今後もこの傾向が続いた場合、平成20年の135万人が、平成30年には120万人から125万人程度に減少すると見込まれています。

さらに、生産年齢人口 (15 歳以上 65 歳未満) の割合は、平成 20 年の 60.2%から平成 30 年には 56%程度に低下する一方、老年人口 (65 歳以上) の割合は 26.3%から 32%程度 にまで増加すると予測されており、今後、県税収入の落ち込みと社会保障関係費の増大による、県財政に対するマイナス面の影響が懸念されます。

(参考)

岩手県の総人口(指数は平成20年=100とした場合) (単位:千人)

	平成20年		平成30年	
	(2008年)	指数	(2018年)	指数
			1, 198	88.6
総人口	1, 352	100.0	\sim	\sim
			1, 254	92.7
			672 (56. 1%)	82. 3
生産年齢人口	817 (60.2%)	100.0	\sim	\sim
			705 (56. 2%)	86. 3
			395 (32.1%)	110.6
老年人口	357 (26.3%)	100.0	\sim	\sim
			403 (33.0%)	112.8

<参考>長期ビジョン:岩手県の将来推計人口

(2) 本県における行財政の現状と課題

ア 財政状況

本県の歳入においては、できる限り自主財源の確保に努めていますが、地方交付税や国庫支出金の占める割合が大きく、歳入全体の6割以上を依存財源に頼らざるを得ない状況で、国の地方財政対策に大きく左右される財政構造となっています。

一方、歳出においては、県民の暮らしを支えるため、全国で最多の県立病院を有するなど医療提供体制の構築・維持に多額の経費を要していることなどに加え、今後、公債費の償還がピークを迎えることや少子高齢化の進展により社会保障関係費が年々増えていくことなど義務的な経費の増加(財政の硬直化の進行)が見込まれており、厳しい財政運営を強いられています。

加えて、今般の大震災津波からの復旧・復興のためには、多額の財源が必要となること から、本県の財政運営は、これまでにも増して厳しい局面を迎えることが予想されます。

イ 組織・職員体制

厳しい財政状況を踏まえ、職員数(公営企業を除く。)は、平成23年度(4月1日時点の職員数。以下同じ。)で19,831人(知事部局3,949人)と、平成19年度21,250人(知事部局4,462人)に比較して約7%、1,419人(知事部局約12%、513人)純減してきました。特に知事部局では、平成10年度(5,151人)と比較すると約23%、1,202人の純減となっています。

このような厳しい環境のもと、平成23年3月11日に発生した大震災津波からの復興を推進するため、同年4月25日に45人体制からなる復興局を設置し、その後においても沿岸広域振興局等の震災復興に携わる部署へ弾力的な再配置を行い、組織強化に努めてきました。

今後、防潮堤等海岸保全施設や漁港施設など各施設の復旧や整備事業の実施、復興道路の整備に向けた支援、被災者の「こころのケア」の取組等、執行体制の一層の拡充が必要となりますが、将来における人件費負担を考慮すると、長期にわたる大幅増員は難しいことから、復興事業を担うマンパワーをいかに確保していくかが課題となっています。

ウ 多様な主体による公共サービスの提供

社会経済環境が急激に変化する中、公共サービスに対する県民ニーズも一層多様化が進行しており、行政のみでは対応できない課題も増加しています。

一方、大震災津波の被災者支援においては、NPOや民間企業等による多様な活動が展開され、重要な役割を担っています。

これまで県では、NPO・民間企業等の社会貢献活動と県が行う事業等との連携を推進するなど民間協働の仕組みづくりに取り組んできましたが、震災対応など地域課題の解決に向け、地域の多様な主体による「新しい公共」の取組などを一層推進する必要があります。

^{※5} 長期公債残高 国債に借入金などを加えた国の長期債務と、地方債などの地方の長期債務を合計したもの。

^{※6} 三位一体改革 地方分権改革における「財政面の改革」であり、国と地方公共団体の行財政システムに関する3つの改革、 すなわち、①国庫補助負担金の廃止・縮小、②財源の移譲、③地方交付税の見直し、を同時にバランスよく進める改革。

|| 基本方針

~復興を支える財政運営と人・組織・仕組みづくり~

1 基本的考え方

これまで、事務事業の見直し、業務プロセスの改善等による事務の簡素・効率化に取り組んだことにより、職員体制のスリム化や歳出の徹底した削減など、一定の成果が得られました。

しかし、価値観の多様化に伴う公共サービスへの県民ニーズの一層の多様化が進んでいるほか、少子高齢化の急速な進行と人口減少により地域経済や財政に対するマイナス面の影響が懸 念されるなど、本県を取り巻く環境は一層厳しさを増してきています。

こうした厳しい行財政環境のもと、大震災津波からの復旧・復興に集中的に取り組んでいく ため、復興を支える人材育成、限られた財源や人的資源の効果的活用、新しい公共の推進、市 町村との連携強化など、震災からの復興を支える「財政運営と人・組織・仕組みづくり」に重 点を置いた取組を推進していきます。

2 基本理念

上記の「基本的考え方」に沿って復旧・復興に取り組むとともに、県民本位の行政サービスを提供していくため、平成20年12月に策定した「岩手県職員憲章」を基本理念に掲げ、全職員が「岩手県職員としてあるべき姿」を共有し、一丸となって行動していきます。

岩手県職員憲章 ~私たちの5つの信条~

県民本位 常に県民の視点、立場に立ち、現在、そして未来の「県民全体の利益」を 考え、行動します。

能力向上 創意工夫を凝らし、柔軟な発想で、「新たな課題に果敢に挑戦」します。

明朗快活 職員間の自由なコミュニケーションを通じ、「明るく、いきいきとした職場」をつくります。

法令遵守 「規律」を重んじ、県民から信頼されるよう、「公正、公平」に職務を遂 行します。

地域意識 地域社会の一員としての「自覚」と県職員としての「誇り」をもって、「誠 実」に行動します。

3 長期ビジョンに基づく4つの基本方針

長期ビジョンの「県政運営の基本姿勢」に掲げられている「**いわての未来づくりを支える専門** 集団へ」、「いわてを支える持続可能な行財政構造の構築」、「多様な主体による公共サービスの提供」、「活力に満ちたいわてを実現する分権型行政システムの確立」の4つの基本方針に基づき、 具体の取組を推進します。

基本方針1 いわての未来づくりを支える専門集団へ

大震災津波からの早期復興に向けた様々な取組を県民の皆さんと一丸となって推進していくため、復旧・復興を迅速かつ強力に推進する体制整備や、地域の実情に応じて「自ら考え行動できる職員」の育成に取り組むとともに、県民本位の行政サービスの提供や、県政運営の透明性・公正性をより一層確保するための取組を推進します。

基本方針2 いわてを支える持続可能な行財政構造の構築

復旧・復興に最大限の力を注ぎつつ、安定的な行政サービスを提供できるよう、歳入確保の強化、徹底した歳出の見直し、効率的・効果的な事業の実施、将来負担を伴わない方策による人的資源の確保を図ることにより、持続可能な財政構造を構築するとともに、震災復興を支える体制づくりを進めます。

基本方針3 多様な主体による公共サービスの提供

多様な主体がそれぞれの力を発揮して公共サービスを担うことにより、行政サービスを含む公 共サービス全体の質を向上させることが期待される「新しい公共」の取組を、国民や国際社会の 積極的な支援と参画を通じた「開かれた復興」の考え方を踏まえながら推進していくため、NP Oなど「新しい公共」の担い手の自立的活動を促進する取組や、人・仕組みづくりを進めます。

基本方針4 活力に満ちたいわてを実現する分権型行政システムの確立

住民に身近な行政を地方が自主的かつ総合的に広く担うようにする地方分権改革を一層推進します。また、大震災津波の発災により生じた、個々の市町村では解決できない課題に対して、県と市町村が連携して取り組むとともに、復興に向けた自治体間の連携を推進するためのサポートや、被災市町村の行政機能の回復に向けた支援を進めます。

4 推進期間

平成23年度から平成26年度までの4年間を推進期間とします。

5 進行管理

計画期間中は、大震災津波からの復旧・復興の進捗に応じ、外的要因の大きな変化が予想されます。

このため、中長期の目標設定が困難な項目については、単年度ごとの検証によるローリングと計画の柔軟な見直しを行い、その結果を公表することにより、新たな課題に迅速かつ的確に対応するとともに、計画の着実な推進を図っていきます。

Ⅲ 具体的な推進項目

基本方針1 いわての未来づくりを支える専門集団へ

- 大震災津波からの復興を支える体制の整備
- 県民の安心と信頼に応える行政サービスの提供

基本方針2 いわてを支える持続可能な行財政構造の構築

- 持続可能な財政構造の構築
- 実行力と効率性を兼ね備えた体制の整備

基本方針3 多様な主体による公共サービスの提供

○ 多様な主体により公共サービスを担う取組と人・仕組みづくり

基本方針4 活力に満ちたいわてを実現する分権型行政システムの確立

- 地方分権改革の推進
- 市町村との連携・協力体制の構築
- 被災市町村の行政機能回復に向けた支援等

【工程表の記載内容】

- ① 「項目」欄に推進方策、「内容」欄に取組内容を記載し、各年度欄には、年度ごとの計画を記載しています。
- ② 取組内容を複数年にわたり継続する場合については、矢印で取組期間を示していますが、推進期間中の環境の変化や課題を踏まえ、年度ごとに検証・決定し、ローリングすることとしています。

基本方針 1 いわての未来づくりを支える専門集団へ

1 取組の方向性

大震災津波からの早期復興を成し遂げるためには、行政はもとより、県民の皆さんと一丸となって地域の力を結集しながら様々な取組を推進していく必要があります。

そのため、復旧・復興を迅速かつ強力に推進する体制整備や、地域の実情に応じて「自ら考え行動できる職員」の育成に取り組むとともに、県民本位の行政サービスの提供や、 県政運営の透明性・公正性をより一層確保するための取組を推進します。

2 推 進 方 策

(1) 大震災津波からの復興を支える体制の整備

復旧・復興を迅速かつ強力に推進する体制の整備と、震災後の状況を踏まえ、復興に向けた取組や新たな地域の課題に対して、限られた資源の中で創意工夫しながら、「県民本位」の視点で自ら考え行動できる人材の育成を進めます。

■復旧・復興を推進する体制の整備

○ 復旧・復興対応に人的資源を重点配置するとともに、全国の都道府県等への職員派遣の要請、退職した職員の再雇用、任期付職員の採用、NPOや民間企業等との連携などの方策を検討・実施し、復旧・復興を迅速かつ強力に推進する体制を整備します。

■専門的で高度な知識を有する外部人材の任用

○ 復旧・復興を担う専門的で高度な知識を有する外部人材の任用に取り組みます。

■環境の変化を踏まえた人材育成制度の充実と職員研修の見直し

- 震災対応を通じて得た気づきを踏まえ、地域の実情に応じて「自ら考え行動できる職員」の育成を進めるため、職員育成ビジョンを見直し、人材育成制度の充実を図るとともに、能力開発研修を見直します。
- 市町村との合同研修の導入や、合意形成・政策形成能力を養成する研修の充実強化を 図り、多様な主体との協働をコーディネートする職員を育成します。
- 被災地における現状の理解の促進と課題解決に向け、研修内容を見直します。

■職場環境の整備

- 組織パフォーマンス向上のため、ワークライフバランス*7の推進や心身の健康保持に 関する職員サポートの充実を図るなど、職場環境の整備に取り組みます。
- 復旧・復興を支援するため、被災地で復興業務に従事する職員等に対して、生活の基盤となる良好な住環境の確保に努めます。

(2) 県民の安心と信頼に応える行政サービスの提供

「岩手県職員憲章」に基づく行動を徹底し、県民本位の行政サービスを提供するとともに、県民の皆さんとの協働を進める上で最も重要な基盤である行政への安心感、信頼感を大切にし、県行政の透明性と公平性を向上させる取組を一層推進します。

■岩手県職員憲章の理解促進と実践

○ 職員一人ひとりが「岩手県職員憲章」を組織の基本理念として共有し、その趣旨について職員研修など様々な機会を通じて職員への理解促進と徹底を図るとともに、具体的な行動につなげる取組を進めます。

■県民サービスの利便性の向上

○ 電子申請やコンビニエンス・ストアでの県税納付、eLTAX (エルタックス) **8の 利用を促進するなど、県民サービスの利便性の一層の向上を図ります。

■行政品質向上運動^{※9}の推進

- 行政品質向上運動の趣旨や目的を再確認し、職員に浸透させる取組を進めます。
- これまでの行政品質向上運動で培った組織マネジメントや業務改善等の取組を継続・ 発展させるとともに、その取組内容を県民に広く周知します。

■情報公開の推進

○ 透明性の高い開かれた行政運営を推進するため、個人情報の取扱いに配慮しながら、 より一層の県行政に係る情報公開の推進を進めます。

■公共調達の改革

- 建設工事は、競争による経済性に配慮しつつ、価格以外に技術的能力等多様な要素により総合的に判断して優れた品質が確保できるよう入札制度の見直しを進めます。
- 災害対応や除雪、道路や河川の維持管理などに係る担い手の確保を目的とする「地域 維持型の契約方式」については、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用を進めます。
- 物品購入にあっては、契約方法を含めた公共調達の在り方を検討し、透明性・公正性 を確保した方法による公共調達を実施します。

■監査機能の強化

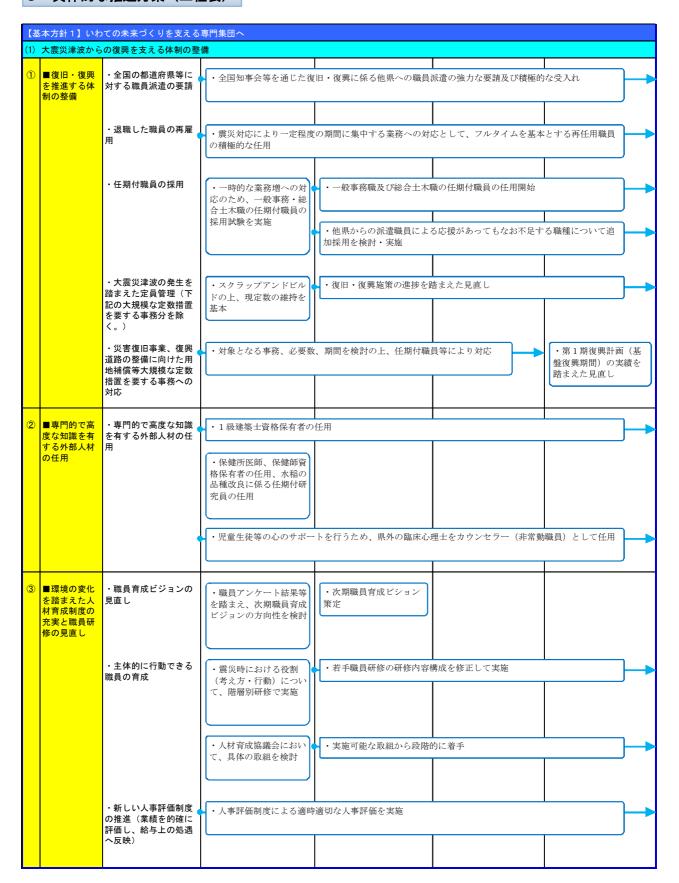
○ 監査委員監査と包括外部監査の連携を図るなど、監査機能の強化に努めます。

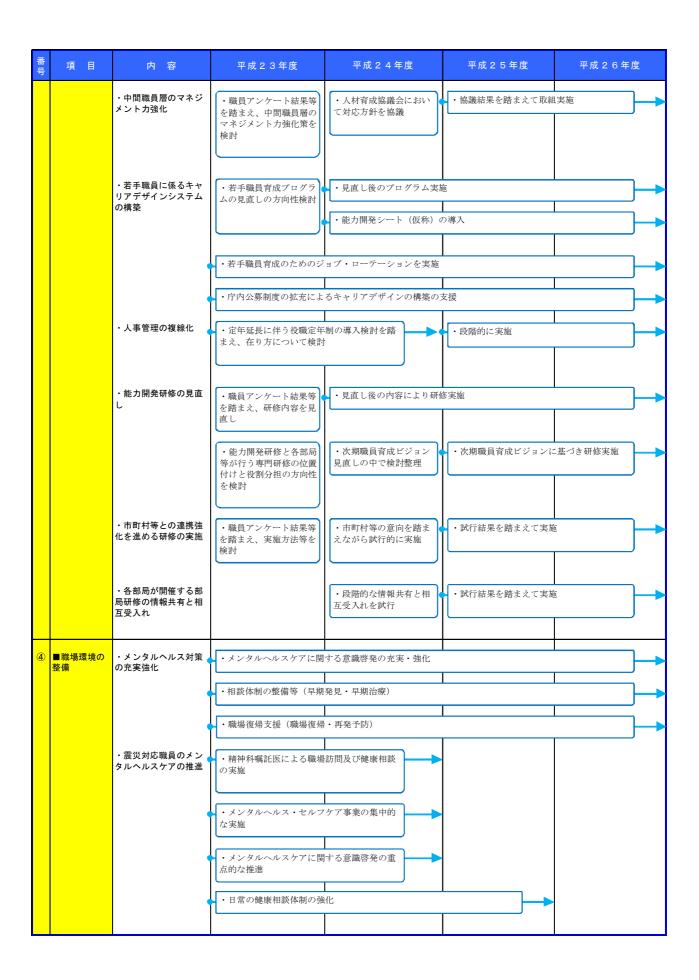
^{※7} ワークライフバランス 一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

^{※8} **eLTAX**(**エルタックス**) 地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステム。

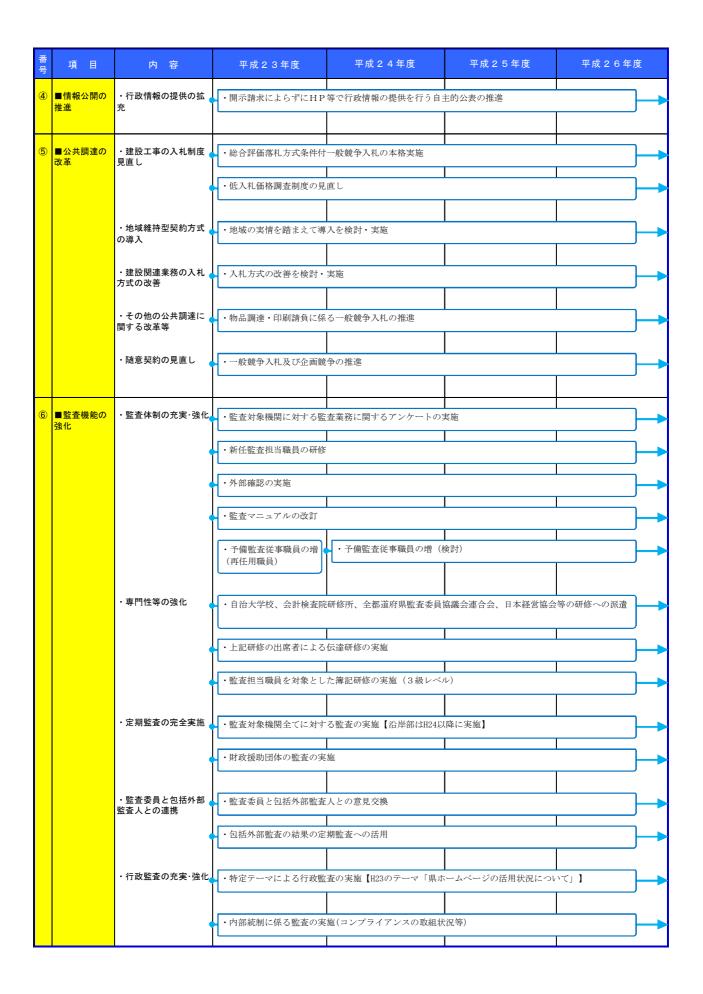
^{※9} 行政品質向上運動 職員一人ひとりが、自主的・自律的な活動を行いながら、県民本位の視点で、県民のニーズに的確に 対応して仕事の進め方や内容を改革改善する運動。

3 具体的な推進方策(工程表)









番号	項目	内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
2		・監査情報の提供の拡 充	・HPでの監査活動情報の・「監査だより」の発行(年4回)(HPへの掲載、全月	〒掲示板への掲載) 〒度分)についてホームペー	ジで公開

基本方針2 いわてを支える持続可能な行財政構造の構築

1 取組の方向性

大震災津波による未曾有の被害からの復興に取り組んでいくためには、国による力強い 支援が不可欠ですが、県としても、復旧・復興に最大限の力を注ぎつつ、安定的な行政サ ービスを提供できるよう、体制を整備していく必要があります。

このため、歳入確保の強化、徹底した歳出の見直し、効率的・効果的な事業の実施、県民に対する効果的で分かりやすい情報の提供、将来負担を伴わない方策による人的資源の確保を図ることにより、持続可能な財政構造を構築するとともに、震災復興を支える体制づくりを進めます。

2 推 進 方 策

(1) 持続可能な財政構造の構築

厳しい財政状況を踏まえ、徹底した歳出の見直しと歳入確保の強化を図るとともに、 効率的・効果的な事業の実施や公営企業・県出資等法人改革などにより、「持続可能な財 政構造」を構築していきます。

■歳入確保の強化

- 県民負担の公平性を確保する観点から、県税については、課税対象の捕そくや滞納整理の強化を図ります。
- 県税以外の収入未済金について、「新岩手県滞納債権対策基本方針」に基づく回収の強 化を重点とした滞納債権対策の取組を行います。
- 受益と負担の適正化の観点から、使用料や手数料については、原価や実勢価格の適正 な反映状況や減免措置の必要性などを点検し、見直しを行います。
- 県有資産を有効活用する観点から、施設の再編等により未利用となっている土地や建物の売却を一層進めるほか、公募制の導入による庁舎等の空きスペースの貸付、県有資産を広告媒体として活用する広告事業を実施します。
- 震災対応以外の県債については、中長期的には県債残高の規模の抑制を目指すほか、 安定的かつ利子等の負担をできるだけ少なく資金調達ができるよう、最適な発行形態を 検討します。

■徹底した歳出の見直し

- 震災対応以外の投資的経費^{※10} については、重点化により公共事業を効果的に進めるほか、公共事業以外の大規模施設整備については、緊急性・必要性を考慮して進度調整を図るなど、限られた資源で最大の効果が得られるよう見直しを進めます。
- 補助金や負担金については、期限到来や目的達成による廃止、外郭団体等の改革にあ

わせた人件費・運営費補助金等の見直しなどとともに、公営企業の改革と連動して、繰出金^{※11}の在り方の見直しを進めます。

○ 情報システムや施設等の管理経費の縮減を図るとともに、政策評価等により事業の効果や効率性を検証して、徹底した歳出の見直しを進めます。

■県民に対する財政に関する情報の提供

○ 財政健全化法による指標や地方公会計^{※12}に基づく財務諸表の公表に加え、震災対応分の予算等を明らかにした資料など効果的で分かりやすい情報提供などを通じて、財政に関する県民の理解を深める取組を進めます。

■政策形成支援機能の強化

○ 政策評価と予算との連動を図るとともに、評価業務の効率化に配慮しつつ政策形成を 支援する機能を強化し、評価の質の向上を図ります。

■公営企業改革

県立病院等事業

- 「岩手県立病院等の新しい経営計画」(平成21~25年度)を着実に推進します。
- 単年度収支や経常収支比率等の経営指標を定め、経営改善の取組を推進します。
- 二次保健医療圏を基本とした各病院の役割分担と連携のもと診療体制の充実を図ると ともに、効率的な運営により職員の適正配置を進めます。
- 地方公営企業会計制度の見直しに適切に対応します。
- 大震災津波からの復興に向け、民間医療機関等との役割分担と連携のもと被災地にお ける診療体制の確保に取り組みます。
- 災害時における県立病院間の相互応援等、災害医療提供体制の充実を図ります。
- 平成26年度以降の次期経営計画を策定します。

電気事業及び工業用水道事業

- 中期経営計画(平成22~24年度)を着実に推進します。
- おおむね10年後のありたい姿を目指し、長期的な対応が求められる課題及びその対応 の方向性を示す「長期経営方針」に基づき、その行動計画としての平成25年度以降の次 期中期経営計画を策定します。
- 経済性の確保(収入の確保・支出の適正化)に取り組みます。
- 着工済の発電所の建設を進めるとともに、再生可能エネルギーを利用した新規開発の 調査・検討を行います。
- クリーンエネルギーの導入促進等を通じて、地域貢献に努めます。
- 技術継承や職員の資質向上に努めるとともに、発電所の新規開発等に対応した組織体制の見直しを進めていきます。

■県出資等法人改革

県出資等法人の在り方の見直し

- 厳しい行財政環境の下で県が震災復興に取り組む中、県出資等法人においても、引き 続き県の施策推進上の役割を十分に果たすとともに、将来にわたり県民負担を招かない よう、法人の自立と自律を高める改革を推進します。
- 復興に向けた県の施策実施における推進主体の一つとして、法人と県の施策の連携を 強化します。
- 運営評価制度を通じた継続的な法人運営の改善を進め、効率的で質の高いサービスの 実現に取り組むとともに、新公益法人制度における円滑な移行を推進します。

県関与の適正化

- 管理運営費などの経常的な経費に対する補助(運営費補助金)や運転資金としての短期貸付金について、法人の経営努力・必要性を十分に検証し、適正化を図ります。
- 損失補償については、引き続き、その必要性、妥当性等を十分に検討し、真に必要な 場合に限定することとします。
- 県職員派遣については、県と法人の役割分担の明確化や法人の自立的経営の観点から 適正化を図ります。
- 法人代表者、役員への県職員の就任については、経営者の職務権限や責任を明確にし、 法人の運営体制における就任の必要性等を十分に検証し、適正化を図ります。

情報公開の推進

- 法人の経営状況等について、インターネット等を活用し、県民がより手軽に情報を入 手できるよう積極的な情報の提供を行います。
- 県の関与や運営状況等に関して、法人自身による積極的かつ分かりやすい情報公開を 促進します。

■地方独立行政法人改革

公立大学法人岩手県立大学

- 第2期中期目標期間(平成23年度~平成28年度)における運営費交付金の計画と併せて、経営努力により確保している積立金の有効活用を図りながら、法人化のメリットを生かした経営の効率化を図っていきます。
- 効率的・機動的な大学の運営により、中期目標を達成するため、収入の確保(知的財産の活用、外部研究資金の獲得)や支出の削減(定数管理による人件費の縮減、管理費の節減)を進めます。
- 中期目標に定める大学が目指す「地域の中核人材と活力創出に貢献する大学」を実現するために、各事業年度の業務実績について、地方独立行政法人評価委員会による評価を行い、評価結果を法人の業務運営に適切に反映していきます。

地方独立行政法人岩手県工業技術センター

- 社会経済情勢の変化を踏まえた第2期中期目標・中期計画(平成23年度~平成27年度)に基づいて、法人化のメリットを生かした経営の効率化を図っていきます。
- 企業・県民ニーズに適時適切に対応するため、迅速かつ自律的な判断に基づく事業を

展開します。

- 戦略的な研究開発、研究成果の市場化促進、情報の公開、組織運営の改善、事務等の 効率化・合理化を推進します。
- 収入の確保(外部研究資金等の獲得)や経費の抑制(業務の徹底した合理化、簡素化等)に努めていきます。
- 良質なサービスの提供を継続するため、人材の育成及び施設設備の適切な管理、活用 と計画的な整備を行っていきます。
- 中期目標に定める法人の目指すべき姿を実現するために、各事業年度の業務実績について、地方独立行政法人評価委員会による評価を行い、評価結果を法人の業務運営に適切に反映していきます。

(2) 実行力と効率性を兼ね備えた体制の整備

将来負担を伴わない方策により人的資源の確保を図るとともに、復旧・復興業務の進 捗を踏まえて業務の見直しを進め、震災復興を積極的に支える体制づくりを進めます。

■多様な方策による人的資源の確保

○ 大震災津波からの復旧・復興に向けて、全国の都道府県等に対する職員派遣の要請、 退職した職員の再雇用、任期付職員の採用など、将来負担を伴わない方策により人的資 源を確保していきます。

■業務の選択と集中

- 復興対応に人的資源を重点配置するため、復旧・復興業務の進捗を踏まえて、外部委 託、業務の休廃止や縮小などの事務事業の見直しをより一層推進します。
- 「審議会等の設置・運営に関する指針」に基づき、審議会等の簡素・効率化を進めます。

^{※10} 投資的経費 道路や学校など、ストックとして将来に残る施設等を整備するための経費。

^{※11} 公営企業への操出金 公営企業は、独立採算制による運営が原則であるが、企業負担が困難又は適当でない経費について、 一般会計から公営企業会計へ繰り出す経費。

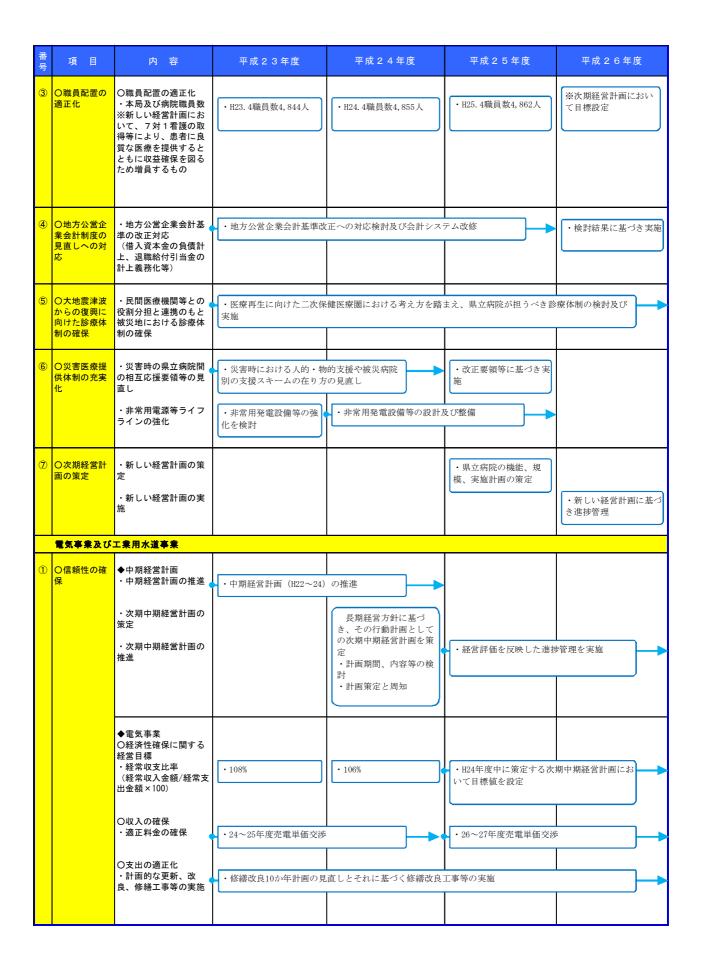
^{※12} 地方公会計 発生主義会計の複式簿記の考え方の導入を図り、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「資金収支計算書」、「純資産変動計算書」を整備し、資産・債務管理、財務情報のわかりやすい開示、政策評価・予算編成・決算分析との関係づけ等に活用しようとするもの。

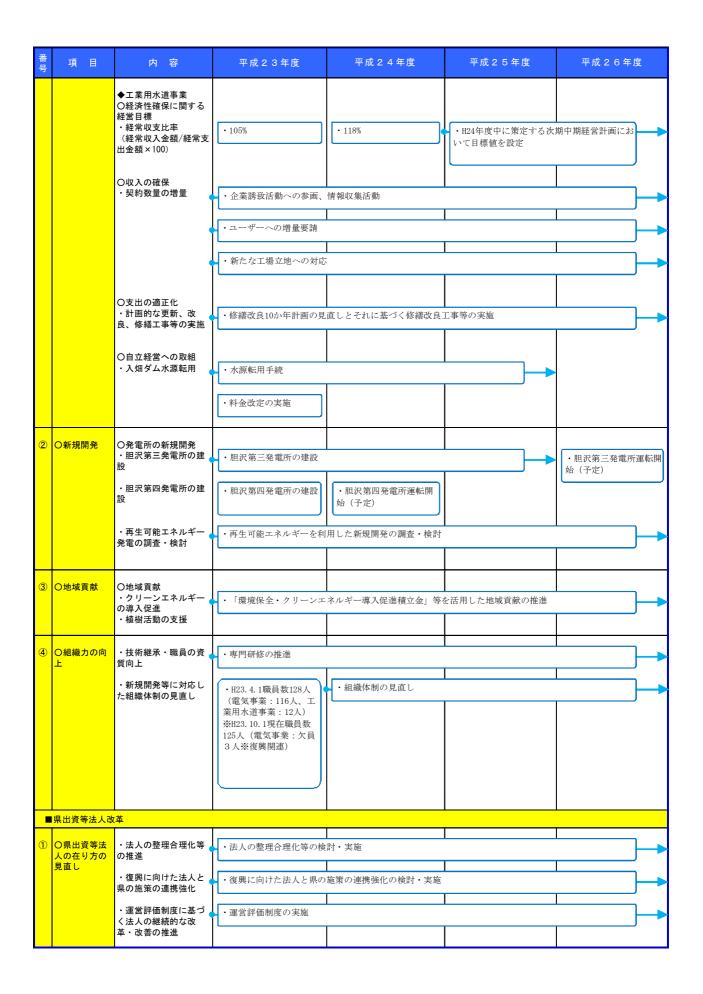
3 具体的な推進方策(工程表)















基本方針3 多様な主体による公共サービスの提供

1 取組の方向性

地域社会を構成する多様な主体(県民、NPO、企業、団体等)が協働する取組は、県内でも徐々に定着してきました。また、大震災津波の発災後には、被災地をはじめ県内各地で多様な主体による自発的な救援・復旧・復興活動等が活発に行われており、こうした多様な主体がそれぞれの力を発揮して公共サービスを担うことにより、多種多様な地域のニーズに対応することが可能となり、行政サービスを含む公共サービス全体の質を向上させることが期待できます。そのため、このような「新しい公共*13」をより拡大し定着させることが必要です。

さらに、復興計画においては、「国民や国際社会の積極的な支援と参画を通じた『開かれた復興*14』を促す」こととしており、県内のみならず国内外の主体との協働も求められます。

多様な主体により公共サービスを担う「新しい公共」の取組を、「開かれた復興」の考え 方を踏まえながら推進していくため、NPOなど「新しい公共」の担い手の自立的活動を 促進する取組や、人・仕組みづくりを進めます。

2 推進方策

多様な主体により公共サービスを担う取組と人・仕組みづくり

「新しい公共」の取組を支援する仕組みを構築するとともに、大きな役割を担うことが期待されるNPOの持続的な活動を支援します。

また、県内外の多様な主体と連携・協働して創造的な復興を進める仕組みを構築し、 「開かれた復興」を推進します。

こうした取組に積極的に参画し、多様な主体との協働をコーディネートする職員を育成するなど、これらの取組を支える人・仕組みづくりを進めます。

■新しい公共の推進

- 平成23年7月に策定した新しい公共支援事業基本方針及び同事業計画に基づき、復興 支援、まちづくり等に取り組むモデル事業や、NPOに対する支援事業を実施します。
- 大震災津波からの復旧・復興に向けた活動を支援するNPOを対象とした取組等に対する支援の仕組みづくりを進めます。
- NPO活動交流センターを拠点として、市民活動や協働の取組を支援します。
- 認定NPO法人制度の普及啓発に努めます。(関係事務が平成 24 年 4 月に国から県に 移管)

■開かれた復興の推進

- 復興に関する企業等からの提案などに関する情報を一元的に管理、共有し、関係機関 等とのマッチングや事業の具体化を進めます。
- 各種復興事業や被災地での医療、福祉、教育など、様々な課題の解決に向けて、企業、 NPO、高等教育機関から技術的な助言や専門的人材の派遣を受けるなど、連携・協働 して対応していく取組を推進します。

■「新しい公共」、「開かれた復興」の取組を支える人・仕組みづくり

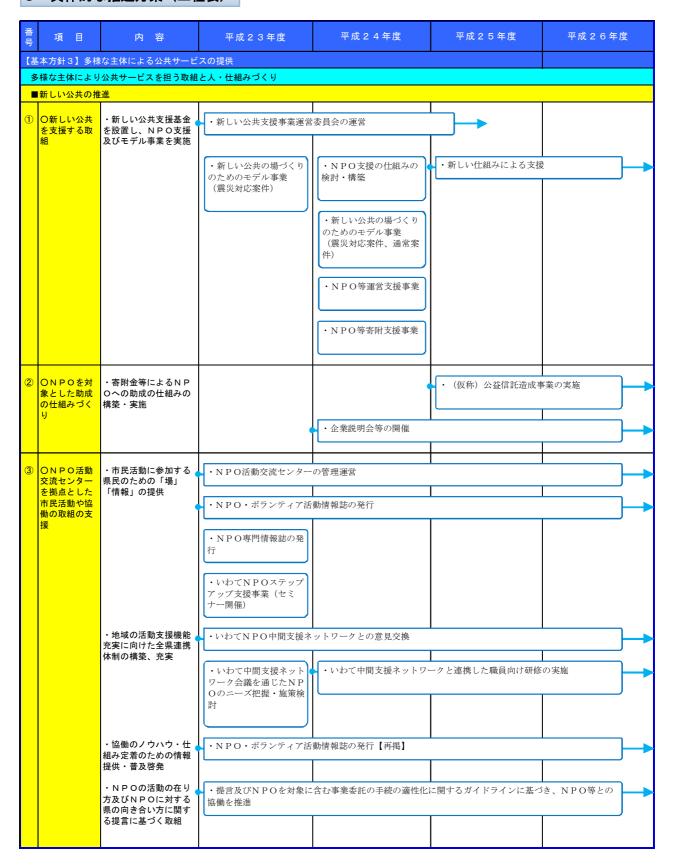
- 職員研修を見直し、市町村との合同研修の導入や、合意形成・政策形成能力を養成する研修の充実強化を図り、多様な主体との協働をコーディネートする職員を育成します (再掲)。
- 指定管理者制度^{*15} 導入施設のモニタリングによる効果の検証や、施設の在り方について検討を行い、質の高いサービスの提供や、効率的で効果的な施設運営を推進します。

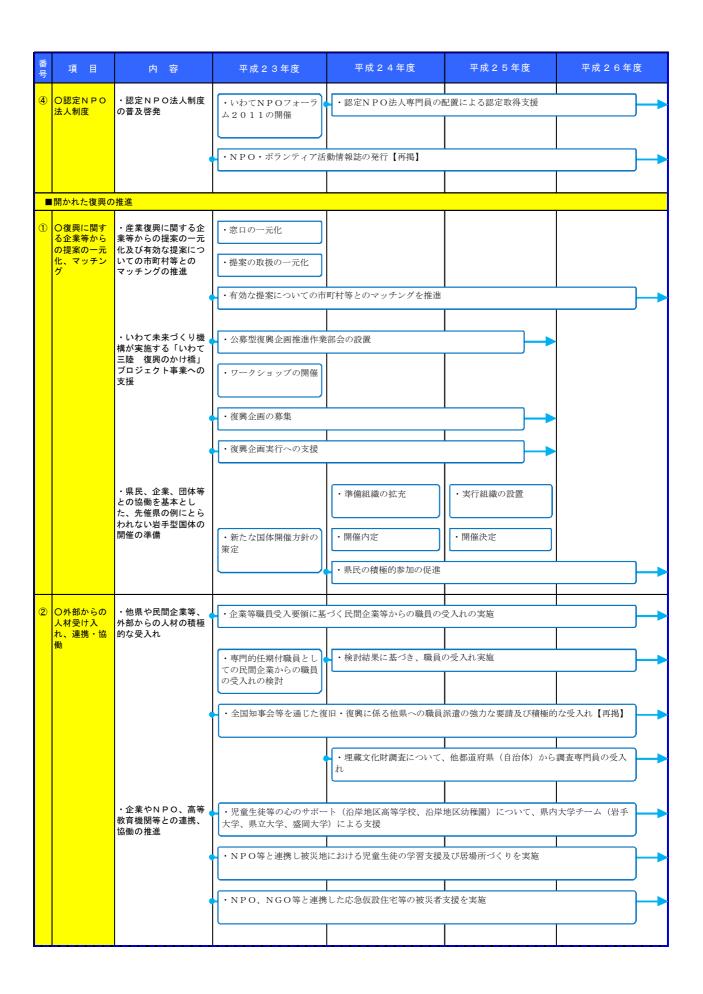
^{※13} 新しい公共 「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案 及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力、防災等の身近な分野 において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

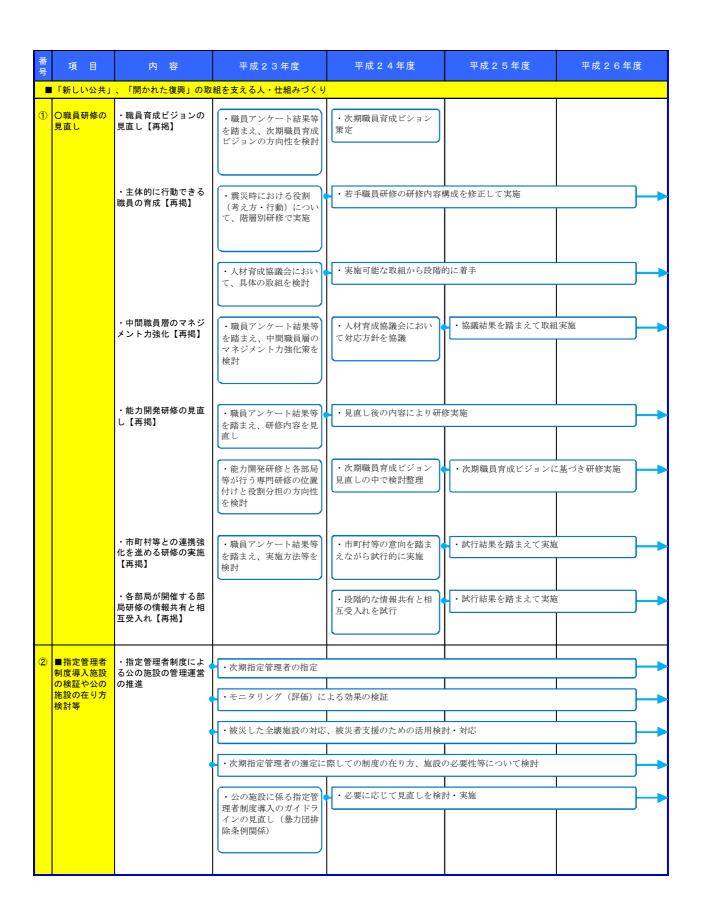
^{※14} 開かれた復興 共生の理念のもと、国民や国際社会の積極的な支援と参加を得て進める復興のこと。

^{※15} 指定管理者制度 公の施設の管理について、従来の管理団体が地方公共団体の出資法人等に限られていた管理委託制度に 代わり、議会の議決を経て指定される「指定管理者」が管理を代行する制度。

3 具体的な推進方策(工程表)







基本方針4 活力に満ちたいわてを実現する分権型行政システムの確立

1 取組の方向性

活力に満ちたいわてを実現していくため、住民に身近な行政を地方が自主的かつ総合的に広く担うようにする地方分権改革を一層推進します。

また、大震災津波の発生を受けて、個々の市町村では解決できない課題が生じてきており、こうした課題を解決するため、県と市町村が連携して取り組んでいきます。

さらに、今回の大震災津波への対応では、内陸市町村や全国の地方公共団体による大規模な自治体間の支援・連携が展開され、連携によって自治の力を高めていくという新しい地方自治の姿が示されたところであり、今後とも、復興に向けた自治体間の連携を推進するためのサポートや、被災市町村の行政機能の回復に向けた支援を進めます。

2 推 進 方 策

(1) 地方分権改革の推進

地方の諸課題に自らの判断と責任で取り組み、活力ある地域社会を実現するため、県と 市町村とが連携し、地方が一体となって住民に身近な行政を自主的・総合的に担うように する地方分権改革を推進します。

■地方分権改革の推進

- 市町村と連携し、義務付け・枠付けの見直しによる、地域の実態を踏まえた条例の制 定や、市町村への権限移譲などを推進します。
- 全国知事会等と連携し、国と地方の協議の場等を活用して、地方から、分権改革の一層の推進に向けた働きかけや、地方に影響を及ぼす国の政策の実施等に対する提言を行うなど、都道府県一体となった取組を推進します。

■広域連携の推進

○ 北海道・北東北3県や東北全体での連携により、地域に共通する課題への取組を推進 するとともに、全国知事会等も通じ、地方が主体的に行う広域連携を一層推進します。

(2) 市町村との連携・協力体制の構築

県や市町村が抱える重要課題について、県と市町村が一層の連携を図りながら取り組むとともに、広域振興局と市町村が一体となって地域振興や震災復興を進めます。

■市町村との連携、協力体制の構築

○ 県政の重要課題に関する知事と市町村長との意見交換会の開催をはじめ、県幹部職員

と副市町村長による県市町村連携推進会議を開催するなど、市町村との間で認識を共有 し、連携を進めます。

- 市町村行財政コンサルティングを実施し、市町村との対話を通じて、市町村が抱える 行財政の課題解決に向けた方向性を共有し、必要な助言・支援を行います。
- 広域振興局長のリーダーシップの下、市町村や県民との連携のもと、現場主義に立脚 した完結性の高い広域行政を推進します。

(3) 被災市町村の行政機能回復に向けた支援等

被災した市町村が早急に十分な行政サービスを提供することが可能となるよう、人的 支援や技術的助言を実施するとともに、復興対策について全国知事会等を通じた取組を 推進します。

■被災市町村の行政機能回復に向けた支援等

- 本県職員の派遣による人的支援のほか、県市長会、県町村会、総務省等関係機関の協力を得ながら、県内外の市町村及び他県からの職員派遣に係る調整を実施します。
- 被災市町村が復興計画の策定や復興事業の実施を行う際に、技術的な助言を実施します。
- 大震災津波からの復興に向け、既存の枠組みを越える復興対策等について、全国知事 会等を通じた国への要請等、都道府県一体となった取組を推進します。
- 本庁舎に壊滅的な被害を受けた市町村等に対して、必要な仮庁舎の建設や、住民基本 台帳システム等被災者の支援に関する情報システムの復旧のための補助を実施し、行政 機能の応急の復旧を図ります。

3 具体的な推進方策(工程表)



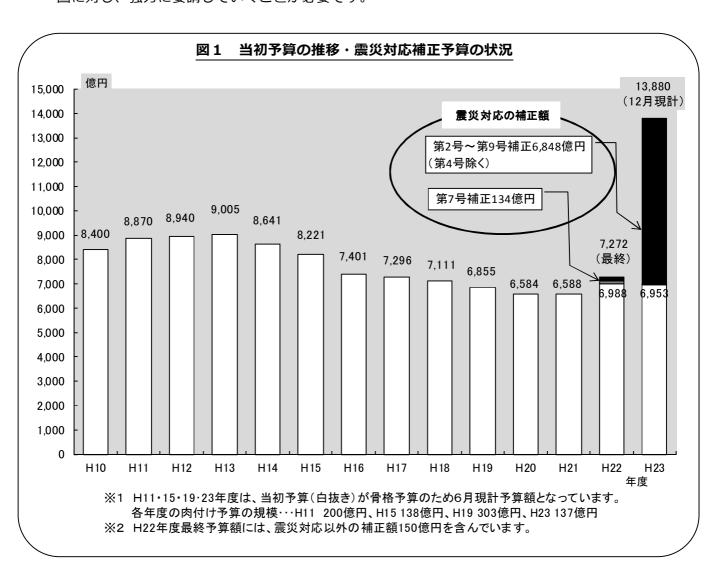


資 料 編

(本県の行財政の状況)

東日本大震災津波の影響

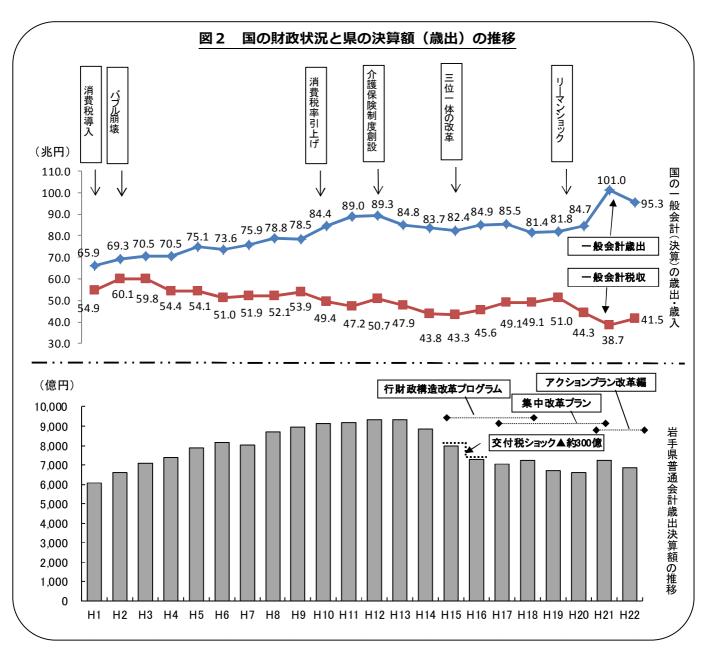
- 東日本大震災津波からの復興に向けては、多額の財源が必要と見込まれ、国による力強い支援が不可欠ですが、本県は、被災地の復旧・復興に向けた事業に最優先で取り組むため、平成 22、23 年度において、過去に例のない回数・規模の補正予算を編成してきました。
- このような中、国においては、震災復興交付金や震災復興特別交付税の創設など地方負担に対する支援制度を整備してきており、本県では、当面、復旧・復興に係る多額の県債発行を回避できる見通しですが、中長期的な財政運営の見通しは不透明であり、また、復興に向けた財政需要も多額であることから、被災地の一刻も早い復旧・復興のための財政支援を、引き続き、国に対し、強力に要請していくことが必要です。



○ 一方、本県の財政や本県を取り巻く国・地方の財政環境は、極めて厳しい状況にあり、あらゆる手法により歳入の確保に努めていくとともに、事業効果や効率性等を検証しながら歳出の徹底した見直しを行うなど、一層の「選択と集中」を図ることにより、限られた財源の重点的かつ効果的な活用に努め、財政の健全化にも配慮した財政運営を行うことが求められています。

国・地方の財政環境の悪化

- 国・地方を通じた長期債務残高は、年を追うごとに増加しており、国と地方の財政状況は深刻さを増しています。
- このような中、平成 15 年度から 18 年度にかけて、「地方にできることは地方に」という理念の下、①国庫補助負担金改革、②税源移譲、③地方交付税改革を一体として行う「三位一体の改革」が進められました。しかしながら、国の財政再建に主眼が置かれたため、地方の裁量性を拡大するという本来の目的には程遠い結果となりました。また、地方交付税の削減などによって、地方財政に極めて大きな影響を与える結果となり、その影響は、本県のように財政力の弱い団体の財政運営に、今もなお続いています。



本県の財政の現状

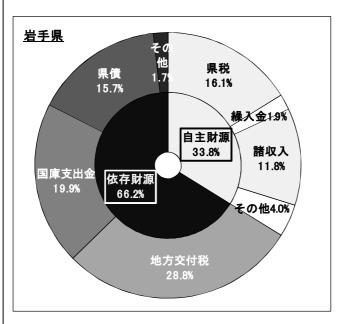
(1) 歳入の特徴

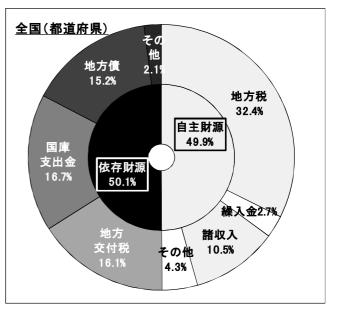
○ 県は、できる限り地方税や使用料、手数料などの自主財源の比率を高めるよう努めていますが、国庫支出金、地方交付税の占める割合が大きく、歳入全体の6割超を依存財源に頼らざるを得ない状況で、国の地方財政対策に大きく左右される財政構造となっています。

大震災津波からの復旧・復興に向け、今後も依存財源のウエイトが高まることが予想されますが、早期の復旧・復興には、国による力強い支援が不可欠であることから、引き続き、国に対し、強力な財政支援を要請し、財源の確保に取り組んでいきます。

図3 平成21年度歳入決算の状況

※全国との比較のため平成 21 年度決算数値を使用





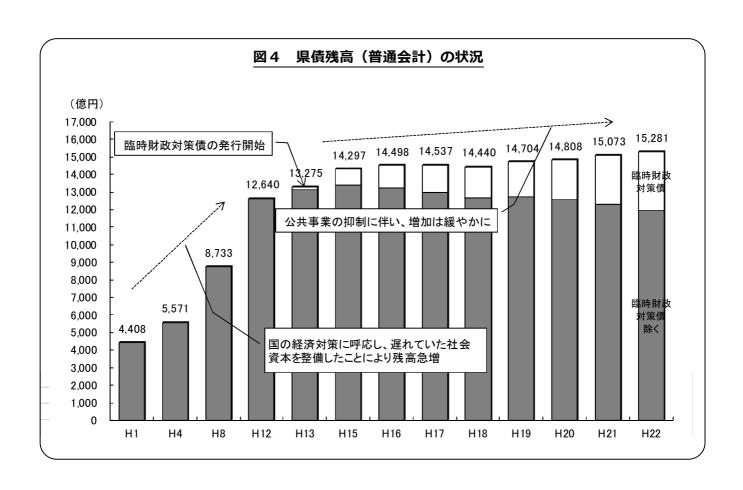
(単位:百万円、%	6		円	万	百	:	位	単	(
-----------	---	--	---	---	---	---	---	---	---

	区分	H21普通会計決算額	構成比
4	地方税(県税)	119,675	16.1
十	繰入金	14,112	1.9
自主財	諸収入	87,561	11.8
源	その他	29,562	4.0
//示	計	250,910	33.8
/ +.	地方交付税	213,915	28.8
北方	国庫支出金	147,327	19.9
依存財	地方債(県債)	116,758	15.7
源	その他	12,933	1.7
//示	計	490,933	66.2
	合計	741,843	100.0

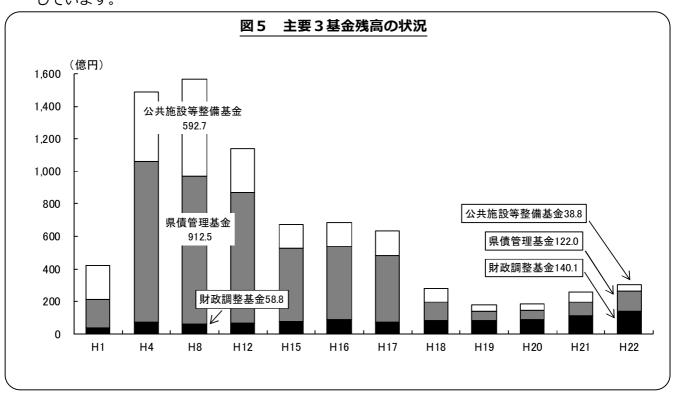
(単位:百万円、%)

	区分	H21普通会計決算額	構成比
_	地方税	16,508,841	32.4
自主	繰入金	1,376,238	2.7
財	諸収入	5,361,659	10.5
源	その他	2,195,389	4.3
////	計	25,442,127	49.9
/ -k-	地方交付税	8,184,136	16.1
依存	国庫支出金	8,516,785	16.7
財	地方債	7,755,661	15.2
源	その他	1,069,491	2.1
//示	計	25,526,073	50.1
	合計	50,968,200	100.0

- また、平成4年度以降、国の経済対策に呼応し、公共事業を追加したことにより、県債発行額が増加したことにより県債残高が急増しました。
- 平成 15 年度以降、公共事業の抑制に伴い、県債残高の増加の割合は緩やかになっているものの、平成 13 年度以降、地方交付税の振り替えとしての臨時財政対策債の発行等により、依然として上昇傾向にあります。

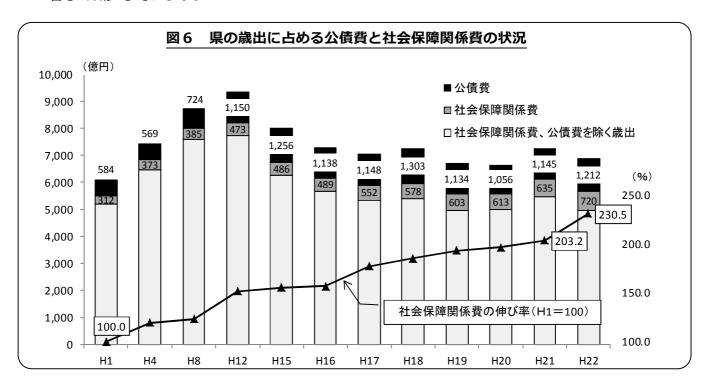


○ 一方、主要3基金(財政調整基金、県債管理基金、公共施設等整備基金)の残高は、平成8年度をピークに減少傾向となっており、平成22年度末においては、ピーク時の約2割まで減少しています。

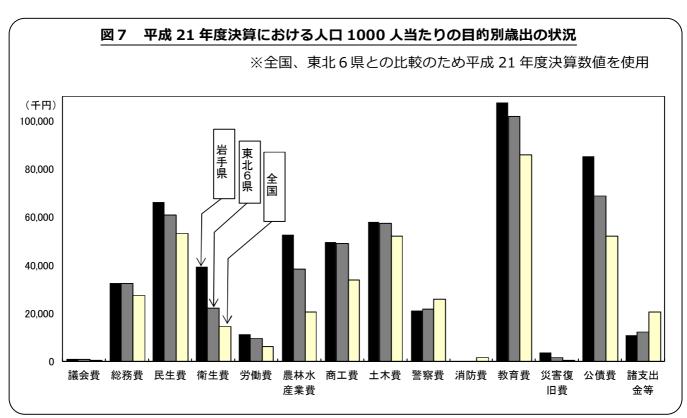


(2) 歳出の特徴

○ 今後、数年間で公債費の償還がピークに達することが見込まれることや、高齢化の進展等に 伴う社会保障関係費の増加により、財政の硬直化が進行し、政策的な事業に充当できる財源が 著しく減少しています。



○ このような財政構造の下、県民のくらしを支える地域の保健医療提供体制の構築・維持のため、県立病院に多額の経費を要していますが、人口当たりの歳出額の比較においても、衛生費が全国の約3倍、東北6県の約2倍の規模と突出しています。



職員体制の状況

○ 本県は、様々な財政上の制約の中、県民に必要な事業を行うため、事務事業の見直しなど を行いながら組織・職員体制をスリムで効率的なものに再構築するなど、各種の行財政改革 に取り組んできました。

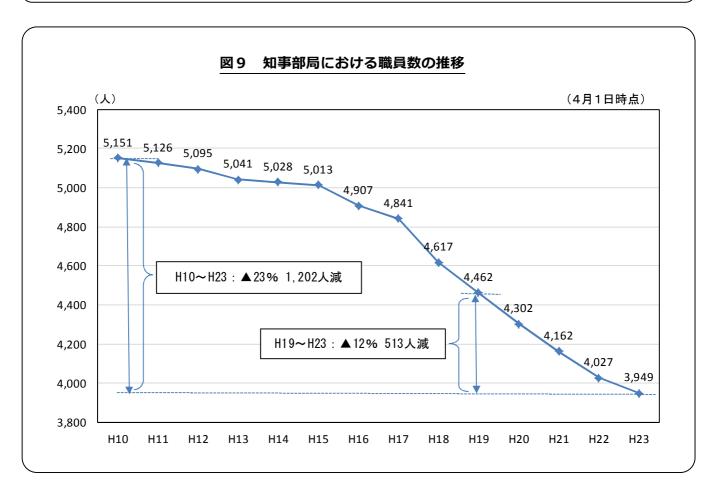
なお、大震災津波からの復旧・復興に向けて、人的資源の確保が急務となっていますが、 全国の都道府県等への応援要請、退職した職員の再雇用、任期付職員の採用など、将来負担 を伴わない方策により対応していくこととしています。

図8 職員体制の状況

(4月1日時点)

					(1 / 1	<u> 中町 ホ/</u>
区分	平成194	年度	平成2	3年度	差引(H2	3-19)
職員数(県全体)	26, 056人	100.0%	24, 784人	100.0%	△1,272人	△4.9%
ア 知事部局	4, 462人	17. 1%	3, 949人	15. 9%	△513人	△11.5%
イ 教育委員会事務局等	14, 280人	54.8%	13, 371人	54.0%	△909人	△6.4%
ウ 警察官(警察官以外含む)	2, 417人	9.3%	2, 420人	9. 8%	3人	0. 1%
エ その他の委員会事務局	91人	0.3%	91人	0. 4%	0人	0.0%
才 医療局 ※	4, 678人	18.0%	4,825人	19. 5%	147人	3. 1%
力 企業局	128人	0. 5%	128人	0. 5%	0人	0.0%

※平成23年度の職員数には、5月1日採用の医療技術職員数(102名)を含みます。



行財政運営概況

この表は、本県の職員体制や財政状況などの行財政の運営状況をわかりやすく数値で示すために作成したものです。

	指標	平成22年	F度	平成23年	F度	差 引 (H23	3-H22)
1) 職員数(県全体)	25, 024 人	100.0%	24, 784 人	100. 0%	△ 240 人	△1.0%
	ア 知事部局	4, 027 人	16. 1%	3,949 人	15. 9%	△ 78 人	△1.9%
	イ 教育委員会	13,584 人	54.3%	13, 371 人	54.0%	△ 213 人	△1.6%
	ウ警察	2, 430 人	9. 7%	2,420 人	9. 8%	△ 10 人	△0.4%
	エ その他の委員会	91 人	0. 4%	91 人	0. 4%	0 人	0.0%
	オ 医療局 ※1	4, 765 人	19.0%	4,825 人	19. 5%	60 人	1.3%
	カー企業局	127 人	0. 5%	128 人	0. 5%	1 人	0.8%
2	歳入予算(財源別) ※2	698, 767 в др. д	100. 0%	681, 599 в др. н	100. 0%	△ 17, 168 в в в в в в в в в в в в в в в в в в в	△2.5%
	ア 自主財源 (県税、繰入金、諸収入等)	253, 978 百万円	36. 3%	259, 501 百万円	38. 1%	5, 523 百万円	2. 2%
	県税	97, 966 百万円	(14. 0%)	100, 415 百万円	(14. 7%)	2,449 百万円	(2.5%)
	諸収入	94, 906 百万円	(13. 6%)	84, 698 百万円	(12. 4%)	△ 10, 208 百万円	(△10.8%)
	その他	61, 106 百万円	(8. 7%)	74, 388 百万円	(10. 9%)	13, 282 百万円	(21. 7%)
	イ 依存財源 (地方交付税、国庫支出金、県債)	444, 789 百万円	63. 7%	422, 098 百万円	61. 9%	△ 22,691 百万円	△5. 1%
3) 歳出予算(性質別) ※2	698, 767 百万円	100. 0%	681,599 百万円	100. 0%	△ 17, 168 _{百万円}	△2.5%
	ア 義務的経費 (人件費、扶助費、公債費)	312, 160 百万円	44. 7%	314, 773 百万円	46. 2%	2,613 百万円	0.8%
	人件費	184, 226 百万円	(26. 4%)	182, 845 百万円	(26. 8%)	△ 1,381 百万円	(△0.7%)
	扶助費	12, 964 百万円	(1.9%)	13, 249 百万円	(1.9%)	285 百万円	(2. 2%)
	公債費	114, 970 百万円	(16. 5%)	118,679 百万円	(17. 4%)	3, 709 百万円	(3. 2%)
	イ 投資的経費 (普通建設、災害復旧、失業対策)	116, 284 百万円	16.6%	113,634 百万円	16. 7%	△ 2,650 百万円	△2.3%
	ウ その他経費 (物件費、補助費、貸付金等)	270, 322 百万円	38. 7%	253, 192 百万円	37. 1%	△ 17, 130 百万円	△6.3%
4) 主要三基金残高 ※3	24, 327 百万円	100. 0%	25, 407 百万円	100. 0%	1,080 百万円	4. 4%
	ア 財政調整基金	12, 235 百万円	50. 3%	13, 310 百万円	52. 4%	1,075 百万円	8. 8%
	イ 県債管理基金	8, 212 百万円	33.8%	8, 215 百万円	32. 3%	3 百万円	0.0%
	ウ 公共施設等整備基金	3,880 百万円	15. 9%	3,882 百万円	15. 3%	2 百万円	0. 1%
⑤) 県債残高 ※ 4	14,600 億円		14,640 億円		40 億円	0. 3%
6) 実質赤字比率 ※ 5	(H21決算) —	(なし)	(H22決算) —	(なし)	_	
Ø) 連結実質赤字比率 ※5	(H21決算) —	(なし)	(H22決算) —	(なし)		
8) 実質公債費比率 ※5	(H21決算) 14.1%		(H22決算) 15.6%		_	
9) 将来負担比率 ※5	(H21決算) 305.9%		(H22決算) 286. 1%		_	

「平成22年度」欄、「平成23年度」欄とも、注記しているものを除いて、各年度の4月1日現在の数値です。 また、各項目の数値は、端数処理の関係で合計値が一致しないことがあります。

- ※1) 「平成22年度」欄、「平成23年度」欄とも、職員数には5月1日付採用の医療技術職員数(平成22年度115名、平成23年度102名)を 含みます。
- ※2) 「平成22年度」欄、「平成23年度」欄とも、注記しているものを除いて、各年度の当初予算の数値です。
- ※3) ④主要三基金残高については、平成22年度2月補正予算及び平成23年度当初予算を踏まえた数値であり、満期一括償還地方債に充て る積立金及び公共投資臨時交付金に係る積立金を差し引いた数値です。
- ※4) ⑤県債残高については、平成22年度2月補正見込及び平成23年度当初予算の起債額及び元金償還額からの推計額です。
- ※5) ⑥実質赤字比率(3.75%)、⑦連結実質赤字比率(8.75%)、⑧実質公債費比率(25%)、⑨将来負担比率(400%)は、財政健全 化法に基づく健全化判断比率で、現時点での見込です。()書きは、早期健全化基準値です。

岩手県総務部人事課

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 TEL019-629-5186 FAX019-629-5074 http://www.pref.iwate.jp/